建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、県発注工事の受注者等に対し、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用を促すために必要な事項を定め、もって建設技能者の処遇改善並びに中長期的な建設技能者の確保及び育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において使用する用語の定義は、次に定めるとおりとする。
 - (1) CCUS 活用工事 県発注工事のうち、CCUS を活用するものをいう。
 - (2) 技能者 元請建設業者及び下請建設業者の従業員で、建設技能者として 就労する者をいう。
 - (3) 管理者 ID (現場管理者) 登録 CCUS を活用する工事の元請事業者に所属 する技能者が、CCUS にログインするための ID であって、元請事業者が登 録するものをいう。
 - (4) カードリーダー CCUS に対応した IC カードリーダーをいう。
 - (5) 現場利用料 CCUS のシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払う費用をいう。

(対象工事)

第3条 CCUS 活用工事は、県が発注する原則全ての工事を対象とする。

(対象期間)

第4条 CCUS 活用工事の現場において CCUS を利用すべき期間(以下「対象期間」という。)は、現場着手日(準備工事を除く。以下同じ。)から現場完成日(後片付けを除く。以下同じ。)までのうち、休日等を除いたものとする。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者 ID(現場管理者)登録が完了していない場合の対象期間は、これらの登録が全て完了した日の翌日から現場完成日までのうち、休日等を除いたものとする。

(実施方法)

- 第5条 CCUS 活用工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望により CCUS を活用する受注者希望型とする。
- 2 発注者は、CCUS 活用工事の発注に当たっては、特記仕様書に CCUS の活用に 関する事項を記載する。

- 3 受注者は、契約の締結後、工事着手前に CCUS 活用の希望の有無を工事打合簿 にて発注者へ報告するものとする。
- 4 受注者は、CCUSを活用する場合、現場着手日、現場完成日及び対象期間の日数並びに各月のCCUS活用の実績を記入した建設キャリアアップシステム活用工事対象期間日数及び実績表(以下「実績表」という。)及び就業履歴一覧表(月別カレンダー)を翌月初めに監督員に提出しなければならない。
- 5 監督員は、実績表のCCUS活用実績と就業履歴一覧表(月別カレンダー)の CCUS活用実績が一致することを確認する。
- 6 受注者は、CCUSを活用する場合、この要領によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し、適正に実施するものとする。

(達成状況の確認)

第6条 受注者は、工事が完成したときは、次の表に掲げる書類を発注者へ提出し、CCUS 活用工事の達成状況について確認を受けなければならなない。

| 評価対象項目 | 確認書類 | |
|--------------------|--------------------|--|
| ①事業者登録 | 就業履歴一覧表(月別カレンダー) | |
| ②技能者登録 | | |
| ③管理者 ID (現場管理者) 登録 | 現場・契約情報 | |
| ④当該現場へのカードリーダーの設 | 現場設置状況写真、就業履歴一覧表(月 | |
| 置及び技能者の就業履歴の蓄積 | 別カレンダー)、実績表等 | |

(工事成績評定)

第7条 発注者は、前条の規定による確認を行い、次の表に掲げる基準を全て達成した場合は、工事成績評定の創意工夫の項目で評価するものとする。なお、基準を達成できなかった場合においても減点は行わないものとする。

| 評価対象項目 | 判断基準 | 加点内容 |
|-----------------|--------------------------|---------|
| ①事業者登録 | 事業者の登録を行ったこと。た | (12340) |
| | だし、元請のみで差し支えな | 全ての判断 |
| | V, | 基準を達成 |
| ②技能者登録 | 1名以上の登録を行ったこと。 | した場合 |
| ③管理者 ID(現場管理者)登 | 当該現場の登録を行ったこと。 | 1点 |
| 録 | | |
| ④当該現場へのカードリーダ | 当該現場ヘカードリーダーを設 | |
| ーの設置及び技能者の就業履 | 置し、技能者の就業履歴を対象 | |
| 歴の蓄積 | 期間の日数の <u>50%以上</u> 蓄積した | |
| | こと。 | |

(CCUS に係る費用)

第8条 CCUS 活用工事に係る費用(登録費用、機器設置費用、現場利用料等)は、受注者が負担するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。